6善監委告示第4号

令和6年11月27日付け6善監委第48号で提出した令和6年度定期監査(前期分)の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和6年12月27日

善通寺市監査委員 櫛 田 真 作 善通寺市監査委員 寿 賀 崎 久

令和6年度定期監査(前期分)

監査指摘事項の取組について

各課共通事項

【消防本部・教育総務課指摘事項】

支出負担行為として整理する時期について

土地借上料について、令和6年4月1日付または長期継続契約にて賃借契約を締結しているのにも拘わらず、支出負担行為決議書を起票していない事例が散見された。

「使用料及び賃借料」の場合、支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であると「善通寺市支出負担行為の整理区分に関する規則(昭和 40 年 1 月規則第 2 号) 別表第 1 に定められている。

遅滞、失念することなく支出負担行為として、整理する時期に支出負担行為決 議書を起票されたい。

【検討結果】

土地借上料については、単年度契約のものと長期継続契約のものが混在しているが、いずれも4月1日で支出負担行為決議書を起票すべきものであり、今後は、 遅滞なく処理を行うこととする。

【小学校・中学校指摘事項】

① 切手等の管理について

切手及びはがきの在庫管理について、事業毎に受払簿を作成していない、 また年度当初に作成せず、切手等を受け入れた際に作成するといった運用が見ら れた。

切手等の受払簿については、前年度からの繰越も想定されることから、年度当初において事業毎に作成し、適正に管理していただきたい。

② 理科室の薬品管理について

理科室薬品については、劇薬、毒薬もあるため、施錠ができる収納棚に保管の 上、管理簿、使用簿を備えて使用している。使用者は当該薬品の使用後、薬品管 理者の確認を受けている。

薬品管理者が使用者となる場合、今後は使用者以外の管理職が確認するようにされたい。

【検討結果】

① 切手等の在庫管理については、全ての小中学校において受払簿を作成しているところだが、その運用が統一されていなかったため、今後は、切手等の受払

簿を事業毎に分け、それぞれ年度当初に作成し、適切に管理することとする。

② 理科室薬品については、施錠ができる収納棚に保管の上、管理簿及び使用簿 を備えて適切に使用している。

しかしながら、薬品管理者が使用者である場合の取扱いが統一されていなかったため、今後は、薬品管理者が使用者となる場合、使用者以外の管理職が必ず確認することとする。

【小学校・中学校・幼稚園指摘事項】

補助金における預貯金利息の取り扱いについて

パワーアップ事業補助金は、校園長名義の口座を設けて運用している。この口座に生じた預貯金利息については、当該年度の収入として、市預金利子にて処理しているところである。

しかしながら、前年度に生じた預貯金利息が少額ではあったが、当年度に繰り越されていた事例が見受けられたので、このような場合は早急に過年度収入として、処理されたい。

また、毎年度末には通帳残高を確認の上、預貯金利息が生じているのであれば、 金額の多寡にかかわらず、現年度収入として、処理されたい。

【検討結果】

校園長名義の口座の預貯金利息については、銀行などで通帳に記帳をすることにより確認し、利息が発生していた場合、当該年度の収入として、市預金利子にて処理している。

しかしながら、記帳確認の時期が悪く預貯金利息の発生を認識できていない口座があったため、今後は、確認漏れが発生しないよう、適切な時期に記帳し確認することを徹底する。

また、万が一、次年度に繰り越されているものを発見した場合には、速やかに 過年度収入として処理する。

個別指摘事項

【教育総務課指摘事項】

学校給食センター協議会規約について

平成 29 年 4 月から琴平町、多度津町と学校給食に関する事務を共同して、管理及び執行するため協議会を設置し、協議会規約を制定している。

一方、中讃広域行政組合、香川県市町総合事務組合、後期高齢者医療広域連合、 香川県広域水道企業団の規約については、それぞれ例規集に登載されているが、 本協議会規約は未登載である。今後は、中讃広域行政組合等と同様に重要な規約 と思われるので、例規集への登載を検討していただきたい。

【検討結果】

学校給食センター協議会は、学校給食に関する事務を共同して管理・執行するため、地方自治法第252条の2の2の規定に基づき設置されているもので、同法284条に基づく一部事務組合及び広域連合とは異なるが、その規約は告示されているものであるため、例規集への登載を検討する。